

東大和市立図書館協議会 平成30年度第2回会議録

- 会議名** 平成30年度第2回 東大和市立図書館協議会
- 開催日時** 平成30年11月9日（金） 午後3時～4時27分
- 開催場所** 東大和市立中央図書館 2階 視聴覚室
- 出席者** (委員) 溝江委員、上田委員、菅野委員、井上委員、村松委員
六馬委員、荒川委員、岡崎委員、佐々木委員、島委員
(欠席者) なし
(事務局) 當摩（中央図書館長）、宮田（管理係長）
西尾（主査〔計画担当〕）、柳原（事業係長）
永井（桜が丘図書館長）、浴（清原図書館長）
- 会議の公開・非公開の別** 公開 傍聴者数 4人
- 会議次第** 1. 開会
2. 議題
(1) 平成29年度決算について
(2) その他
ア 地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しの検討状況について
イ その他
3. 閉会
- 配布資料** ・次第
・平成29年度東大和市一般会計歳入歳出決算（中央図書館関連）
・平成29年度行政報告書（中央図書館関連）

会議結果及び主要発言

1. 開会

会 長： それでは、本日はお忙しい中、また足元の悪い中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。定刻となりましたので、「平成30年度第2回東大和市立図書館協議会」を始めさせていただきます。本日は欠席者はおりませんので、出席者は10人となり、会議は成立いたします。

会 長： この後、着席のまま進めさせていただきます。よろしく願いいたします。本日は傍聴者がいらっしゃいます。東大和市情報公開条例第30条の規定により、会議は原則公開となっておりますので、これを許可いたします。

2. 平成29年度決算について

会 長： 「議題（1）平成29年度決算について」、説明をお願いします。中

央図書館長どうぞ。

事務局： それでは着座のまま説明させていただきます。それでは平成29年度決算につきましてご報告いたします。私からは概要についてご説明いたします。各事業につきましては、後程各館長、各係長から説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、平成29年度の決算内容の市全体の状況につきまして、口頭になります。ご説明をいたします。市の一般会計及び5つの特別会計の合計額につきましては、概算で申し上げますと、歳入につきましては544億8,367万円で、平成28年度と比べ、1.6%の減となっております。市民一人当たり換算いたしますと、約63万5千円となります。歳出につきましては、520億4,393万円で、平成28年度と比べ、2.3%の減となります。市民一人当たり換算いたしますと、60万7千円となっております。図書館が属しております一般会計について申し上げますと、歳入決算額330億5,519万円で、平成28年度と比べ、4.9%の減となりました。また、歳出決算額につきましては、316億3,437万円で、平成28年度と比べ、4.6%の減となっております。歳入歳出差引額は、14億2,083万円で、実質収支額につきましても、同額の黒字となっております。教育費につきましては、30億5,734万円で、一般会計歳出全体に占める割合は、9.7%となっております。これは前年度に比べ、約5.1%の減となっております。平成29年度の教育費の主な事業といたしましては、投資的な経費では、学校給食センターの新築工事など、大きな事業が前年で終了しておりますので、主な事業といたしましては、市民体育館冷房設備設置工事、上仲原公園野球場整備工事となります。また、投資的経費以外のものにつきましては、引き続きですが、チームティーチャーの配置等による、児童、生徒等の学力向上に努めたほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置などにより、教育相談機能の強化を図りました。そのほか、中学校の校門等への防犯カメラの設置や、小学校トイレの洋式化などを行っております。

図書館の決算についてであります。平成29年度の図書館の特徴的な事業といたしましては、4点挙げております。1点目としましては、中央図書館エレベーター更新工事でございます。こちらにつきましては、エレベーター設置後33年が経過して、保守部品の供給等が終了してしまったことに伴い、平成30年2月に更新工事を行いました。これと併せて、耐震安全装置も設置いたしまして、エレベーターの安全確保に努めているところです。2点目といたしましては、第二次東大和市子

ども読書活動推進計画、これは平成30年度から34年度の計画期間になりますが、こちらを策定したことです。平成29年度で、第一次の子ども読書活動推進計画の期間が満了となるため、庁内検討委員会を組織いたしまして、実態調査、パブリックコメント等を踏まえまして、平成30年度から34年度までの第二次計画を策定いたしました。3点目といたしましては、中央図書館で初めて、ビブリオバトル、知的書評合戦と言いますが、こちらとわらべうたのお話し会を開催いたしました。ビブリオバトルというのは、発表者がお勧めの本を5分以内で紹介し、観戦者も含め、全員で一番読みたいと思った本に投票して、チャンプ本を決めるというゲームです。こちらは、市内在住、在学の中高生6人が参加しまして、お勧めの本について熱い戦いを繰り広げたという感じです。わらべうたのお話し会につきましては、地区図書館では定例的に実施しておりましたが、中央図書館では実施しておりませんので、実施してほしいという要望がありましたので、こちらでも試験的に開催をする形になりました。好評を得ましたので、今年度につきましても、12月6日の木曜日になりますが、開催をする予定にしております。それから4点目といたしましては、初級の音訳者講習会を開催したことであります。視覚障害等により、通常の方法では資料が利用できない方のために、音訳図書等を作成して、こちらの作成にかかるボランティア等を養成するものです。今回は新たに音訳ボランティアとして活動していただく方を養成するために、初級の音訳者講習会を開催いたしました。特徴的な事業も含めまして、概要について、説明は以上となります。続きまして、資料の説明をさせていただきたいと思います。それでは、資料1の1ページをご覧くださいと思います。こちらは、歳入項目の一覧となっております。一番上の電子複写機使用料につきましては、これは地区図書館も含めた3館合計の使用料ということになります。こちらは、定例のものとなっております。次の資料弁償金についてですが、こちらでも定例のものでございますが、図書館資料の破損ですとか、或いは紛失された方が、現物または現金でお返しいただくということがございます。そのうち現金でお返しいただいた方に対する金額になります。それから1ページおめくりいただきまして、2ページになりますが、こちらは歳出事業別の内訳となっております。中央図書館には、管理係、事業係、地区図書館である桜が丘図書館と清原図書館の4つの事業で構成しております。こちらにつきましては、後程詳細を各館長、係長から説明させていただきます。概要につきましては、以上となります。

会 長： ありがとうございます。それでは、次に管理係長、お願いいたします。

事務局： それでは資料 1 の 3 ページ、中央図書館管理費の説明をさせていただきます。1 嘱託員報酬は、264 万 5 千円ほど不用額が出ておりますが、嘱託員 11 人で予算計上したところ、一人分の採用が決まらなかったことによるものであります。次に 11 ⑤光熱費は、91 万 9 千円ほど不用額が出ましたが、これは電気代の基本料金単価の減などによるものです。15 工事請負費、エレベーター更新工事費については、先ほど中央図書館長から説明がありましたが、エレベーター設置後 33 年が経過し、耐用年数が過ぎていること及び保守部品が供給終了になることに伴い工事を実施、併せて耐震化を図ったものです。耐震化の内容としましては、P 波センサ付き地震時管制運転装置及び停電時自動着床装置等の設置です。不用額は契約差金によるものです。簡単ではございますが、以上です。

会 長： はい、ありがとうございます。続いて、事業係長お願いいたします。

事務局： お手元の資料 4 ページをお開きください。中央図書館事業費について、説明させていただきます。不用額が出たものについて説明させていただきます。まず一番上の講演会等講師謝礼ですが、こちらは例年ですと、音訳者の講習会及び一般の講演会で使用しているものですが、29 年度につきましては、先ほど中央図書館長からありましたが、初級音訳者講習会を開催したことから、音訳者講習会の回数を予定していた 8 回から 10 回に増やし、その分、一般の講演会を開催しなかったことにより、1 万円の不用額となっております。次の項目の、対面朗読等謝礼についてですが、8 万 9,730 円の不用額となっておりますが、こちらは対面朗読、いわゆる視覚障害等でご自分で資料を読めない方向けに、対面で本や資料を読むサービスですけれども、それが多い年と少ない年がありまして、昨年度は依頼がなく、そのために不用額が出てしまったものです。他につきましては例年どおり執行しておりますので、説明は省かせていただきます。以上です。

会 長： ありがとうございます。続いて、桜が丘図書館長お願いいたします。

事務局： 1 枚めくっていただいて、5 ページをご覧くださいと思います。桜が丘図書館事業費ということで、掲載してございます。桜が丘図書館の運営に必要な最小限のものということで、計上し執行したものでございます。主なものとしましては、7 節の臨時職員賃金です。土日月

の臨時職員の出勤、それから夏休み等の繁忙期に出勤してもらった分、また職員の休暇等があった場合に、補充で出勤してもらう分ということで、計上したものを執行したものでございます。事業関連維持費につきましては、旅費とか消耗品等、日常、経常的に使うものとして執行したものです。あと図書資料費でございますが、18の備品図書購入費が20万円近く不用額が出てしまったということで、もう少し計画的に執行すれば良かったかなと思っているところでございます。簡単ですが、桜が丘図書館事業費については以上で説明を終わります。

会 長： ありがとうございます。続いて、清原図書館長お願いいたします。

事務局： それでは資料を1枚おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。清原図書館事業費ですけれども、こちらも不用額の多いところのみご説明させていただきたいと思えます。事業関連維持費の中の11消耗品費、事務用消耗品は、他よりも不用額が出ておりますけれども、こちらは主に図書館で購入した書籍の、いわゆる装備といいますが、ブックカバーをかけたりすることに使う経費でございます。昨年度はリクエスト、お客様のご要望により緊急発注する本が、例年より少なく、その分定期的に業者から装備してもらうものが増えた関連で、装備用品の執行が少なかったことによる不用額の増となっております。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。以上で説明は終わりました。何かご質問等ございますでしょうか。ありましたらどうぞお出してください。では、ないようですので、それでは議題「(1)平成29年度決算について」の説明は終了いたします。

3. 地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しの検討状況について

会 長： 引き続きまして、議題「(2)その他のアの地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しの検討状況について」を議題といたします。事務局から検討状況について、説明をお願いいたします。

事務局： それでは、議題(2)その他のアの地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しの検討状況ということで、ご説明いたします。この見直しにつきましては、平成30年2月15日にいただきました、図書館協議会からの答申を参考に、現在図書館の中で検討させていただいております。その途中経過の情報提供という形になります。まず答申の本文の中で、現体制での見直しが必要であるということをお願いしております。こちらにつきましては、毎週火曜日の全館休館日を各館がずらすことにより効果的な職員配置が可能となるのではないかとというご提案を、図書館協議会の会議の中等でもいただいております。このことか

ら、今年7月から3か月程度、休館日の火曜日を利用しまして、全員が一堂に会して行っていた職員会議を一旦取りやめまして、その分の時間を開館日を増やすために必要となる窓口業務の時間に充てるという試みをしてきております。これは想定という形で、試みをしてきております。本来は、図書館のバックヤードの業務や、懸案事項の処理など、全ての図書館業務が火曜日に開館しても問題なく遂行できるかどうかということを検証していくべきところではありますが、限られた時間ということもありまして、取りあえず選書会議ですとか、或いは担当者が担っている会議をしっかりと行って、業務がしっかりと遂行できているかどうかということを検証することにいたしました。具体的には、各自がそれぞれのパソコンの中で予定表を掲げているのですが、そちらの管理ですとか、或いは実際に行われた会議などをまとめて、情報交換しやすいように報告書を作成していき、それぞれの業務等を周知するという形を取りました。結論から申しますと、結果的には機能しておりませんで、情報共有は不十分であったと感じております。理由としましては、図書館の端末は数多くありますが、それぞれ用途が限られておりまして、各自の予定表を入力するような端末が少ないものですから、どうしてもその作業が残ってしまったりですとか、入力のを機会を失ったりということがありまして、情報が共有できなかったのかなと感じています。それから週1回職員会議を行っていたところですが、これをやめるということにより、中央館で得た情報等を地区図書館へ回すことが十分に行われなかったりとか、その逆の場合もあるということが確認できたと思っております。

今後の取り組みについては、7月からの試行の様子を見ながら始めてきたものですので、いわば試行の試行というような形になってしまいました。ここで、大体状況がわかってまいりましたので、10月以降も評価項目ですとか、評価方法なども、あらかじめ整えて、引き続き試行を実施し、図書館のバックヤードの業務を含めた全体の業務が、どの程度遂行できているかを確認していくということになりました。そして開館時間と開館日の見直しにつきましては、最低でも地区図書館は週1日の休館、祝日開館、桜が丘図書館は週2回の夜間開館を実施するという内容を前提として、検討していくことにしております。なお、そのほかの要素といたしまして、平成32年度から会計年度任用職員制度が導入されることですとか、平成31年10月からは図書館システムを更新する関係があります。関連事項も多々ありますので、そうした要素の内容がはっきりした段階で、試行の検証内容も若干変わってくる可

能性はありますが、10月以降も引き続き検証していくという考えで
おります。

一方、指定管理者制度の導入の検討についてですが、こちらも市長
部局から、検討依頼ということで、本来は導入目途が平成30年4月
ということでした。しかし、その期間は過ぎてしまっておりますが、
回答する必要があると考えておりますので、答申でいただきました現
体制での見直し作業と並行して、こちらの検討も進めていきたいと考
えております。具体的には、近隣の先進自治体の導入状況と、導入後
の確認などをさせていただき、情報収集に努めている状況でございま
す。簡単ですけれども、検討の状況としては以上になります。

会 長： ありがとうございます。この件につきましては、5月開催の第1
回協議会でも、本年度の事業の重点目標のうち、サービス活動の充実
のひとつとして行っていくという説明をいただいております。それ以
降、本日の会議まで、かなり長く協議会の会議が空くことから、答申
した立場からも、やはり気がかりでありますし、図書館と一緒に考え
ていきたいと思ひまして、検討状況を少しでも理解したいという趣旨
から、2度ほど、協議会委員として任意で集まって、館長と担当主査
からお話を伺ってきております。今のご説明をいただいて、何か質問
などございましたら、お出しいただきたいのですけれども、不明な点
とか、気になることがありましたら、どうぞお出してください。はい、
委員どうぞ。

委 員： 今、館長から、指定管理の検討という部分で、先進自治体の情報収
集に努められているというお話がありましたが、具体的にはどのよう
な形で情報収集されているのですか。

事務局： 近隣の自治体の中では、東久留米市と立川市が、すでに地区図書館
について指定管理者制度を導入しており、導入後に、何年か経過して
おりますので、いろいろな問題点とか、そういったこともいろいろ確
認できているのではないかということ。立川市などにつきましては、
すでに契約更新の作業などもしておりますので、そういった中で明ら
かな問題点ですとか、不都合がもしあるようであれば、教えていただ
きたいということで、それぞれの自治体を訪問し、確認させていた
だいているという状況です。各自治体によって、業務のやり方とかも違
いますので、どのような内容のものを委託と言いましょうか、指定管
理者へ任せているのかというようなことを確認してきたという状況で
す。あとは、最近では武蔵野市ですとか、この31年から指定管理者
制度を昭島市が導入いたしますが、そのあたりのお話を、訪問はして

おりませんけれど、電話等でお聞きしているというような状況です。

会 長： 委員、それでよろしいですか。

委 員： はい。そうしましたら、そういう検討というか情報収集をされているということで、たとえばこのあたりがうちで検討するとしたら気になるなとか、やはりこういうところは明らかに問題があるなというようなことは、もし今の時点でお気づきのことがあったら、教えていただければと思うのですが。

会 長： 中央図書館長どうぞ。

事務局： 地区図書館の指定管理者の指定につきましては、大きな問題点というのは、特にお話はなかったと思います。ただし、東久留米市は、中央館のほうも指定管理者制度導入ということで検討されておりますので、そちらは簡単にはいかないようで、具体的には申し上げられませんが、地区図書館とは機能的にも違いますので、いろいろなハードルは高いということは伺っております。それから経費のところですが、指定管理者制度ができた当初の段階では、かなり経費が削減できるということが注目されていましたが、現状では、経費のところは、あまり大きな効果があるというよりは、業務的などところでの効率性といったところが中心になってきているようなお話を伺いました。

委 員： わかりました。ありがとうございます。

会 長： ほかに何かご質問。はい、委員どうぞ。

委 員： 今の館長のお話を伺っていて、お尋ねしたいと思ったのですが、地区館に関して、例えば指定管理者制度に委ねるという形になると、メリットとしては、金銭的な面で、費用の面で抑えられるかもしれないということがひとつと、それから効率が良くなるというお話だったと思うのですが、今の制度ですと中央図書館と地区館とは密接な関係を持っていて、情報を共有しやすいと、外から見ていると推測されるわけですが、それと指定管理者制度に地区館を委ねる場合に、情報の共有とか、或いは効率が本当に見込めるのかどうかということについての見とおしは、どのようにお考えなのか伺ってもよろしいですか。

会 長： 中央図書館長どうぞ。

事務局： 効率的なところから申しますと、こちらとしては、館の運営を殆ど任せる形になりますので、人の手配等の心配がまずなくなるというのが、大きなメリットとしてあります。あとは、専門の職員も、指定管理の契約を結ぶ中で、「何人を有資格者とする」などの規定をしますもので、ある一定の技術的などところの確保はできると思います。あと、一

般に「各館の連携」ということが言われておりますが、こちらにつきましても、買った本の蔵書をどちらに配置するかとか、或いは団体貸出の時に本をどのくらい工面するかとかの連携はあると思うのですが、こちらにつきましても、指定管理者制度を導入しても、特にトラブルはなく、今までと同じようにできているということでした。そうした作業も各地区図書館へ任せられるということがありますので、その分の業務の負担については、中央館の方も楽になっているというように伺っております。

会 長： よろしいですか。はい。委員どうぞ。

委 員： 昨年の、2017年の図書館大会で、相山女学園大学の山本昭和先生が、指定管理者制度の弊害についてという基調講演をされているのですけれども、その中で東京のH市の分館3館が指定管理されていると。これは東久留米の話ですけれども、その中で、職員の離職率が44%だと。ですから、指定管理で人を雇っても、1年で44%は辞めてしまう。くるくる人が変ってしまうという実態。それと、経費も安くないで上がったというような話をされていたわけですけれども、そうすると仮にH市の例であれば、指定管理者制度を分館に導入した結果、職員が44%もくるくる離職してしまうような状態。経費もメリットがないというのが出ているのだと思うのですよね。ですので、東大和でも慎重に検討されたほうが良いのかなと思います。

会 長： ご意見ということで。はい、中央図書館長どうぞ。

事務局： はい。そうですね、経費の問題につきましては、さきほど申しましたとおり、経費削減の効果を中心の目的とした導入というのは、なかなか難しくなってきたという状況は、把握しております。

離職率ですけれども、当初は離職が多かったということは聞いております。別の市ですけれども、職員がまとめて辞められて、運営が厳しくなったという情報も聞いております。ただし、伺ってまいりました市につきましては、今のところ離職率もだいぶ落ち着いてきたと伺っております。運営に支障が出てしまうようなことまではないものと判断しております。

会 長： 委員さん、よろしいですか。

委 員： 今、指定管理者導入について検討の段階だというような館長のお話でしたけれども、そのへんは市長部局に回答を出すというお話だったと思うのですけれども、それはいつまでというようなお話、期限みたいなものはあるのでしょうか。

会 長： 中央図書館長どうぞ。

事務局： 今現在、明確にいつまでという話はありません。ただ、平成28年の12月には利用者アンケートを取って、開館日等の見直しを検討していきますと市民の方も周知しているところです。あまり長く引きずるのは好ましくないと思いますので、できるだけ早く結論を出したいと考えております。先ほど10月から試行していくということでお話ししましたが、一応期間としては、今年度いっぱい試行をしていきたいと考えており、早ければ今年度末くらい、或いは来年度のはじめの頃には、ある程度まとめなければいけないと考えております。

会長： そうしますと、会議の回数でいくと、このあと2月までありません。協議会としては、もしご意見や、ご提案や、質問があるのでしたら、今日までにしないと、2月まではないということで、その頃にはなんとかまとめたいという話ですよ。ですので、皆さん、聞きたいこと、これはどうなのかということとか、ちょっと気になることなどは、どんどんお出しいただきたいと思うのですが。ありましたら、どうぞ。

では、私のほうからひとつ。内部で検討しているいろいろ試行しているとのことですが、新たな問題とか出てきて、なかなかこれというふうにならないと。現在までの報告の内容を伺って、このあと、年度末まで何か月もない、もう6か月を切ってくる感じなのですが、その間に急いでやらなければいけないとか、やることが山のように出てくるのかなと思うのですけれども、そのへんのことは、私たちも答申の中で、くれぐれも慎重にということをお願いしたと思いますが、雇用の制度も変わることも控えていたりすると、どんどん問題が大きくなって大変になってくると思うのですけれども、そのへんの見とおしはいかがですか。

事務局： 雇用関係の一番大きなものが、平成32年度から始まります会計年度任用職員制度で、非正規職員の方の採用の形がだいぶ変わってきます。同一労働同一賃金という趣旨に基づいて、制度も変わってきているところなので、雇用条件もだいぶ変わってまいります。この制度の設計が、マニュアル等はあるのですが、なかなか読み切れないところがございまして、東大和市の図書館については、非正規職員の割合が多いので、指定管理者制度については地区図書館がメインだったのですが、会計年度任用職員の場合には、中央館の方にはかなり影響が出てきますので、現体制というのが、これまでのように、中央の職員が地区図書館を応援しながら運営していけるような形にはならないだろうと考えております。そのあたりも、検討していかなければいけないと感じてはいるのですが、会計年度任用職員制度が始まるのを待

っていますと、開館日等の見直し作業を進められなくなりますので、とりあえず今我々の持つ情報の中で想定できる「現体制」で、どのくらい直営でできるのかという検討と、指定管理者制度に移行した場合にはどういうメリットがあるのかとかといった検討をするに留めざるを得ない。先ほども申しましたが、後に会計年度任用職員制度の内容が明らかになってきた段階で、もう一度そのところは修正を図らなければいけないと考えております。そのようなこともございまして、なかなか検討のほうも、具体的にこんな感じというのがお示しできていない状況です。ただし、先ほど申しましたけれども、もう平成28年12月に利用者アンケートを取らせていただいていますので、いろいろな制度等が明確になった段階で、できるだけ早くこういう形でサービスを拡充しますという提案をできるように準備を進めている状況です。

会 長： ほかにご意見ございませぬか。はい、委員さんからお願いします。

委 員： 先ほど指定管理の検討のお話を伺いましたけれども、今度は現体制を維持した形での検討の方なのですが、開館時間の見直しについて、3点挙げられたと思うのですが、地区館の週1休館日のことと、祝日開館と、桜が丘の夜間開館という3点を挙げられていたと思うのですが、外から見ているとわからない部分があつて、目標というようなものなのですか。それとも、それを設定して、どこまでやれるかというようなものなのですか。

会 長： 中央図書館長どうぞ。

事務局： まず直営でどこまでできるかということを確認するには、どのような開館日、開館時間にしていくのかという内容が決まらなかつと、シミュレーションができないことがありまして、平成28年の12月に取つたアンケートを参考に、あとは地域の状況等を踏まえまして、清原図書館は週2日休館日があるのですが、これを1日にしていく、これは最低限必要だろつということと、祝日も、近隣市に比べて、閉まっているのは東大和市くらいなので、これも開館する必要があるだろつと。もうひとつ、桜が丘図書館につきましては、駅から近いということと、近隣が高層マンション群になつておりまして、答申にもありましたように、いろいろな世代の方が利用されていることもありますので、ある程度の夜間開館の実施も必要であろつということと。毎日夜間開館するのは難しいですが、最低でも2日は実施すべきということと、最低限の目標ということとでその3点を挙げさせていただいております。最低限の目標ですので、もつとできるということであれば、

さらに拡充していくべきであると思っております。そういう意味合いでの3点ということにしています。目標というよりは、最低レベルです。

会 長： 委員どうぞ。

委 員： その3点が実現できると良いのだらうと思うのですが、答申の方では、どのような開館時間にしていくかというのは図書館にお任せしますという形で答申したわけですので、そういった設定をされて実現していくと良いなと思っているわけですが、非常に期待しています。そのためには、職員の方の努力ということもお願いせざるを得ない、言いにくいことですが、せざるを得ないということにもなるかと思うのですが、意見になるのですけれども、大変な中だとは思っているのですけれども、ぜひ直営の形でこういった見直しが進むと良いなと思っているということを申し上げます。

会 長： では、委員さんどうぞ。

委 員： 私も同じところの質問なのですけれども、問題点というのでしょうか、課題というか、ハードルが、清原図書館での週1日の休みにするということと祝日を開けるとということ、桜が丘の夜間を1回とか2回くらいにしたいというところ。ある意味ではその条件というのが出ているわけで、そうすると職員がひとり8時間の勤務ということになりますね。超勤を前提にシフトは組めないでしょうから、職員は8時間で嘱託は何時間か、6時間だか7時間だかわかりませんが、そういう窓口を開けるためのシミュレーションで、今の条件をクリアするためには、どういう形がどれだけすれば直営で可能なのか、ということがまずひとつあるのだと思うのですね。それと、先ほどの内部努力の会議を減らすことが良いかどうかわかりませんが、効率の良い会議をするということのなかでの内部努力も含めてなのだと思うのですけれども、もう一方で、指定管理というお話が度々出ているわけですが、多分指定管理の業者は、最初はどこでもそうですけれども、最初は安く金額を出してくる。見積り取られたかどうかわかりませんが、安く出てきて、それで次の更新の時には値段を上げてくると。ある意味では会社ですから、当たり前ですよ。一旦取ってしまえば、次は値段を上げていくことはできるわけですから。そういうことも含めて、金額的に、やはり考えていく必要があるのだらうと思うのですね。やはり指定管理はそんなに安いものではない。話が飛んでしまってよろしいですか。佐賀県の武雄図書館を、何年前に見に行ったことがあるのですけれども、直営でやっていた武雄の

図書館が、ツタヤが入って、指定管理という形で運営を始めると。中の業務なども改修されていて、入っていきなり新刊の本とか雑誌が並んでいた。やはり普通の図書館と違うなと思うわけですがけれども。入って右手にはスターバックスがあり、そこでコーヒーなども飲めるということになるわけですがけれども。入ってずっと右のほうにいくと、子どもの本が、売るための子どもの本が置いてあって、今子どもの本は、開くと音が鳴ったり、いろいろなものがあるのですけれども、おもちゃ的な要素があって、その先に児童室があったのですね。図書館の中をぐるぐる回っていて、入った入口のところは雑誌だとか新刊を売っていて、それで図書館の本というのは奥のほうにずっとある。ぐるぐる図書館の中を見学させてもらっていて、ふと思ったのが、新刊の棚がなかったですね。普通図書館というのは新刊の棚というのは入口にありますよね。ところが、それは売るための本が置いてあるわけですから、新刊の棚は置いてないわけ。あれ、と思って、職員に聞いたのです。職員だか社員だかよくわかりませんが。そうしたら、あっちにありますと奥のほうを教えてもらったのです。ですから、新刊の棚が目立たないところに置いてあるわけですね。なぜならば、新刊の棚が前に来たら、売るための本が売れなくなるわけです。これが多分指定管理の本質だなと思いました。もちろん分館での今の検討というのは、違うというようなお話もあるかと思いますが、指定管理者制度の導入というのは、基本的には受け入れた企業がどういう形で利益を上げるかということが、本来の形、目的なのだろうと思うのです。そのことが、公共サービスとしての図書館と、やはり相容れないのだろうと思うのです。ですから、図書館には指定管理者制度は馴染まないという、以前の総務大臣も言われていましたけれども、私も全くその意見を持っております。ですので、この分館のところでは、ぜひ慎重に、本当の意味での慎重に、進めてもらいたいなと思います。

会 長： はい。他の委員でご意見ございませんか。聞いておこうとか、これはどうなんだろうとか、ございませんか。では、ひとつよろしいですか。先ほどアンケート、28年にしたアンケートを中心にと仰ったのですけれども、かなりのアンケートの自由記述のところとか拝見しますと、やはり指定管理に行くのは心配だとか、不安だとか、そういった類のご意見が多いと思うのですが、そのへんもよくお読みになって汲み取っていただいて、移行するとか、もし提案されるのであれば、そのへんもぜひお忘れなく読んでいただきたいなと思います。はい、

中央図書館長どうぞ。

事務局： アンケートの件なのですが、2, 179人の方にアンケートの回答書いていただきまして、指定管理者制度についてのお答えをいただいているのが100件程ですので、5%弱の方からいただいております。我々としたしましては、残りの95%の方は、どのようなお考えをしているのかということも併せて考えまして、それが多いのか少ないのかについては、非常に判断が難しいところだと思うのですが、それぞれご記入いただいた内容ですので、真摯に受け止め、できるだけ良い方向へ進めていきたいと思っております。

会 長： ほかにございませんか。なければもうひとつよろしいでしょうか。今、検討事項の結論をまとめるにあたって、直営と指定管理、両方で検討されているという話でしたが、業務委託というようなことの検討というのは、想定はないのでしょうか。はい、中央図書館長どうぞ。

事務局： 只今、会長からご質問がありました、業務委託の関係ですけれども、会計年度任用職員制度の導入ということもありまして、業務委託の方を検討している自治体も多いようです。これはなぜ業務委託かという点、順番としましては業務委託をして、できないものについては会計年度任用職員で対応するというのが、制度上そうになっていることもありまして行われています。業務委託の場合も、実際に指定管理者制度とどこが違うのかということ、館全部を業務委託してしまいますと、殆ど内容的には指定管理者制度と同じになってしまうようです。選書から、除籍、督促まで全部ということもありますので、本当に内容的には同じになってしまう可能性があります。その選択肢ということですが、東大和市につきましては、市長部局からの検討依頼の内容が指定管理者制度の導入ということですので、基本的には指定管理者制度ということで検討していきたいと考えております。ただし、民間活力の導入という面では、業務委託という選択肢もあるわけですので、こちらを確認しながら、見直しをしていく必要があるのだろうなと感じております。

会 長： はい。ほかに。委員。

委 員： 平成32年より、非正規職員の雇用条件が変わってくるというお話を何度もされているのですが、そうなってくると、そこで職員が集まらなかつたらどうなるのだろうという心配はあると思うのですね。それと同時に、先ほどお話があった職員の離職率が44%とか、それからあとは一挙に大勢が辞めてしまったというようなこともあったというお話を聞くと、どちらを取っても図書館の運営ができなくな

る可能性は出てくるのだなと感じたのですね。そうなった時に、指定管理者になってしまった時に、もしそうなった時に、商売にならないと言ってぱっと切られる可能性がないのだろうかという、私はそんな心配も随分していかないといけないのではないかなと、実質的にそういうところもあったというお話を聞くと、すごくそれは気になります。しかも、職員のいわゆる雇用条件のことに關しても、人数が集まらなかったら図書館はどうやって運営していくのだろうかという、そういうことも心配になりますし、今は臨時の方たちが1か月お休みの日程を取って、回転させていますよね。ではそれがこれからはどういうふうになっていくのだろうか。そういう条件ができないのであれば、ちょっとお仕事できませんよねという職員の人たちも出てくる可能性もありますよね。そういうことを考えると、本当に図書館の運営自体がどうなっていくのだろうか、そちらのほうが気になり始めているというところもあります。

会 長： はい、中央図書館長どうぞ。

事務局： 32年度からの非正規職員の採用については、今、委員から言われたとおりの心配があります。特に東大和の場合は、非正規率が高いので。会計年度ごとになりますから、4月1日に一斉採用という形になります。一斉採用というのは東大和だけでなく、全市町村が採用する訳ですから、現在も嘱託職員の採用の時などは、他市を受けられて、条件が良い方に行かれる方も当然いますので、4月1日の結果を見た時に、どれだけ人が集められているのかという心配は確かにあります。ただし、その時にならないとわからないので、何らかの形で対応はしていかなければいけないと思いますが、確かにそういう心配はあります。あと、業務委託ですとか指定管理者制度を導入した場合は、大体3年とか5年とか、複数年でお願いしますので、毎年毎年そういう心配を4月にするのは、少しは和らぐということはありません。あと、例えば途中で指定管理者が、これは商売にならないので引き上げますというのは、それは多分ないと思うのですね。あるとすれば、人が集まらなくてどうにも運営ができないという相談が市へされるということは、いくつか事例があったと思います。その場合は、基本的には市が代替で職員の手当をするというような条例の構成になっているところが殆どだと思います。いずれにしても開館はしなければいけないので、何らかの形で運営していくことになると思います。

会 長： よろしいですか。以前に東大和市として、図書館をどうしていくのかという施策がどこにというお尋ねを会議の中でしたことがあると思

うのですけど、基本計画の中にこのようにありますというお話をいただいて、それからはあまりに大枠すぎてなかなか私たちにはわかりにくいということをお話ししたような気がするのですけれども、今、毎年出される重点目標とか、事業計画とかあるのですけれども、それというのは短期間、とりあえず1年単位という感じで出てきますけれども、それではなくて、東大和の図書館をどうしていくのかという長期的な考え方をきちんと立てないと、直営にしても指定管理にしても、どうしていくという元のところがない限り、担当になった部署はいつも迷うし、去年やったこと以下同文になっていくし、その心配がなんとなく感じられるのですね。そんなこんなして、もし指定管理に出してしまった時に、その元となるものがないと、職員で図書館のことをよくわかった人が段々いなくなり、図書館運営のノウハウがなくなって行って、気が付いて、先ほどおっしゃったようにもう儲からないから辞めますと手を引かれた時にどうするのかなという不安がやっぱりあるので、そんなことの無いように目先のことに、例えば費用が安くなるとか、市民サービスをこうすれば充実できるというところだけでなく、先を見とおしながら何かしていただきたいなと思います。その時々好みですと、やっぱり気が付いた時に取り返しが見つからないようなこともあるかもしれないなという感じがしますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。その計画を立てれば良いというものではなくて、それを立てるにはやっぱり職員さんとか利用する市民の方とか、専門家の方たちが入って考えたりしていくことも必要なとそんなふうに思いました。意見として述べさせていただきます。何かご意見。中央図書館長、どうぞ。

事務局： 今、ご意見としていただきまして、答申の中でもその主旨のお話はいただいています。確かに東大和の場合は図書館の基本計画、こういったものは無い状況です。図書館の基本計画を策定している自治体も、運営の在り方まで記載しているところはそんなに多くないと思います。実際には運営についてはすごくいろいろな要素がありますので、ある程度委託化が明確で、すでに導入しているようなところについては、表記している自治体もあるようなんですけども、東大和の場合はそこまで進んでいないので、どこまでの計画ができるのかという心配はあります。それと既に各施設がかなり老朽化を迎えている段階ですので、ここの段階で新たに基本計画を作るというのは、難しい部分がありますが、そういう諸々の状況を含めて、どういった将来的な見とおしが示せるのかにつきましては、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

会 長： では、ほかにご意見、ご質問は。はい、委員どうぞ。

委 員： お話を伺っていると、指定管理者制度に切り替えた時のそのメリットということで、必ずしも費用の削減にはならないという話だったと思うのですが、そうしますと、それを検討する余地と言いましょか、理由ということになりますと、非正規職員の採用問題が最大の問題になるのだという理解でよろしいのでしょうか。つまり、メリット、デメリットを整理してかからないと、私たちに選択の根拠というのが見出だせないと思いますので。

会 長： はい、中央図書館長。

事務局： そうですね、まだまとめたものはないので口頭で申し訳ないのですが、先ほど申し上げましたとおり、費用的なところはそんなに大きなものは元々、東大和は先ほど見ていただいた図書館の規模ですので、それほど大きな財政的なメリットを見込むのは難しいだろうと考えています。ただし、職員採用の関係で、こちらは会計年度任用職員制度等も相互に考えながら検討していく必要があると思うのですが、採用の仕方は、これからはすごく難しくなっていくと思います。そういう点では、指定管理者にお任せできるというのは大きなメリットになると感じています。それから、あと技術的なところですけど、図書館の方も、職員の司書の数が段々減っていきおりにまして、一時かなり専門的な職員を入れていた時もあるのですが、今はもう一般職員と同じですので、いつ異動するかもわかりませんし、ベテランの職員も数年経つと退職の時期を迎えたりもします。そうすると技術的にも今が一番充実しているのではないかという思いもあります。技術や人材面が充実している中で、少し先を見たものに思い切って切り替える必要もあるのではないかなという考えもあります。例えば5年、10年経ってから新たに新しい制度を導入するといった場合には、本当に東大和の知識とか技術的なものは、かなり損なわれてしまっている可能性がありますので、そのようなことにならないうちに、将来的なものを考えた対応をしていきたいと考えています。

会 長： はい、ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、委員どうぞ。

委 員： 今、館長のお話ですけど、将来にわたって図書館を引き継ぐためには、やはり専門職をある程度定期的に入れていく必要があるのだらうと思うのですね。それによって初めて仕事が次に繋がっていくのだと思うのですね。ですから、指定管理者に出したから繋がるというのは、逆だらうというふうに思います。というのは指定管理業者に出せ

ば5年ごとの契約になりますから、5年ごとにA社がB社になってC社になるということもあるわけですから、逆に言えば継続は指定管理者制度になれば、できないというふうになりますね。最近ですと、西東京市の図書館計画の懇談会に私も出させていただいて、どこの図書館も今大変苦勞されているのですけども、職員の司書率を7割に打ち出して、それを維持しているという話なのですね。なかなか今、多摩の中で7割というのは難しいと思うのですけども、やはり図書館を繋げていくための職員の採用をしていかないと駄目なのだろうと思うのですね。それはもう指定管理になってしまうと、もう全然繋がらないと私は思います。

会 長： ほかに、はい、委員どうぞ。

委 員： 私もちよっと今、館長の話のを伺っていて感じたのですけれども、指定管理の検討もしているし、直営の検討もしていて、平行に動いているわけですけれども、その指定管理の検討は基本的には地区館の話であると理解しているのですけれど、ですからその場合に、中央館は直営であることが前提の話だと理解しています。ということはその場合、そちらの方向性になったとしても、中央館の取り組みをしていくには、やはり中央館のほうで正規の方で引き継いでいく人が出てこない、そちらの運営は将来的には滞ってしまうことが出てくる可能性があるはずで、ですから会長さんがその長期的なということを仰られたということの中にそういったこともあるのではないかと思いますのですけれども、少なくとも直営を中央館で維持していく方向性は全く変わっていない訳なので、職員の採用についても長期的なことが必要ではないかというふうに感じています。以上です。

会 長： ほかにご意見ございますか。まだ時間はありますので。ありましたらお出してください。委員さんどうぞ。

委 員： 前に質問されているのかもしれないのですが、そもそも最初が費用対効果で考えて指定のほうにしようということでしたよね。その経費とかいろいろ考えた上でそっちのほうがいいのではないかというお話をいただいた気がするのですけど、でも今はもう費用のことは、経費のことはあまり効果が期待できないからと、それは考えなくしたと仰っていたのですけれども、この指定管理者制度は図書館にはそぐわないという前提って前に示されているわけじゃないですか。それなのにこの費用の効果もない、職員の確保という意味ではちょっと効果があるかもしれないけど、そこをひっくり返してまで、やることに対しての効果というのは、果たしてどんなものなのかなと、そもそも論にな

るのですけれども、そこをととても強く感じるのですが。

会 長： 中央図書館長どうぞ。

事務局： 指定管理者制度の導入は、一般論としては、制度が導入された時には、その経済的な面で効果があるということがうたわれていたのですが、東大和で、今回地区図書館について指定管理制度の導入の検討をするにあたっては、その費用的なことは、当時小俣社会教育部長もお話したとおり、特に考えてはいないというか、元々規模が小さいので、その財政的なスケールメリットは非常に小さいものですから、あくまでサービス向上を念頭に置いた導入の検討という形になります。ですので、東大和については開館日、開館時間を増やすための、一つの手段という形です。そして、新たな財源ですとか、人材の導入を伴わないで、サービスを拡充するにはどうしたらいいかということ、在り方検討委員会という企画部門の中で検討されておりましたが、そこに図書館の方でも正職一人、臨職一人、嘱託員一人など、これだけの新たな人員ですとか、経費が必要ですよということをお話ししまして、それは認められないということから、直営での努力は難しいということで、指定管理者制度の導入はどうかという在り方検討委員会の方からの依頼が来たという経緯があります。

最初の経緯というのは、そういう形ですので、財政的な効果ということではないです。

委 員： わかりました。はい、ありがとうございました。

会 長： このような具体的に見えないところでいろんな調整や、試行、やらなければならない結論を出すのは大変なことだなと思いますけれども、でもいつまでも引っ張ってはいかれないという、期限をもってというお話ですので、本日はこのくらいでもしご意見無ければ、これで議題（２）その他のアの地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しの検討状況についてを終了といたします。年度末までにというお話でしたが、もしかしたら２月、次回の定例会でも、何かご意見を申し上げる、あとは質問をさせていただく機会があるのかなと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

4. その他

会 長： では最後に議題「（２）イその他」についてを議題といたします。では事務局からお願いいたします。

事務局： すみません、その他というのは特に次回の日程の調整ということでお願ひしたいと思います。

会 長： では、次回の開催日の確認をとということですので、よろしくお願ひ

します。例年予算の概要説明を兼ねて2月半ばに開催していましたが、事務局の候補日として、2月19日火曜日、ご都合の悪い方手を挙げていただけませんか。大丈夫ですか。ありがとうございます。では次回は平成31年2月19日火曜日午後3時からとさせていただきます。

それでは本日予定していた議題は全て終了いたしました。委員の皆様には会議の前早い時間にお集まりいただき、地区図書館の見学をしてまいりました。館内の様子とか、図書館周辺の様子などはいかがでしたでしょうか。地区図書館のサービス向上について、ただ今検討中ですので、他市からこの委員としておいでになっている委員さんもいらっしゃることから、今日具体的に見ていただいて、理解を深めて、ここで議論された時にイメージが持ててくれればよいなと思い、実施させていただきました。このための足の準備から案内まで、中央図書館長を始め、2つの地区館の館長さんと職員の皆様には大変お世話になり、心からお礼を申し上げます。

5. 閉会

会 長： これを持ちまして、「平成30年度第2回東大和市立図書館協議会」を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。